

平成 27 年度第 2 回赤穂市男女共同参画審議会会議録

1 日 時 平成 28 年 3 月 17 日 (木)

13 : 30 ~ 14 : 45

2 場 所 市役所 6 階大会議室

3 出席者

(1) 会 長 山田和子

副会長 有田伸弘

委 員 磯本歌見、浮田和子、川田美由紀、福井正人、田川英生

(後藤和子委員、木村音彦委員、葛西浩次委員は所用のため欠席)

(2) 事務局 (市民部長) 沼田浩

(市民対話課長) 一二三修司

(人権・男女共同参画係長) 山内陽子

(3) 傍聴者 なし

4 会議の概要

(1) 開 会

(2) 報告事項

平成 27 年度実施事業について

(3) 協議事項

平成 28 年度事業計画について

(4) 閉 会

審 議

- (事務局) 定刻がまいりましたので、ただ今から平成27年度第2回赤穂市男女共同参画審議会を開催いたします。本日は後藤委員、木村委員、葛西委員の3名から欠席の連絡をいただいております。7名の委員が出席ということで、過半数の出席をいただいておりますので、赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第2項により、本審議会は成立していることをご報告いたします。また、団体選出委員に変更がございます。消費者協会の中村委員から磯本委員に変更いたしております。磯本委員、一言ご挨拶をお願いします。
- (磯本委員) 消費者協会中村会長の後任の磯本歌見と申します。
- (事務局) 私は書く仕事をしております。赤穂を紹介する本や、商工会議所の「かきマップ」、また播磨を紹介する「まるはり」という雑誌などで取材・執筆をしております。分からないこともたくさんございますが、どうぞよろしくお願い致します。
- (事務局) ありがとうございます。本日の会議につきましては「赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領」の規程により、会議を原則公開することとしておりますが、傍聴希望者はございませんでした。併せて報告させていただきます。本日の会議資料は事前に送付させて頂いておりますが、本日お持ちでない方はお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。
- (会 長) それでは、開会にあたりまして、山田会長からご挨拶をいただきます。
- (会 長) 皆さま、こんにちは。年度末のお忙しい時期に関わりませずご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。今日は暖かいのですが、三寒四温の季節ですので、皆さま、体調など崩されておられないでしょうか。本日の審議会の議題ですが、平成27年度実施事業についてと平成28年度事業計画についてということでございます。皆さまの忌憚のない意見を出していただければと思いますので、最後までご審議のほどよろしくお願い致します。
- (事務局) ありがとうございます。それでは議事にうつらせていただきます。会議の進行は規則第10条第1項によりまして、会長にお願いいたします。山田会長よろしくお願い致します。
- (会 長) では議事に入ります。お手元に配布いたしております審議会次第の(1)報告事項、平成27年度実施事業について、事務局より説明をしてください。
- (事務局) それでは、資料1をご覧ください。
- 平成27年度の主な実施事業のうち市民講座から説明させていただきます。市民講座は全3回開催いたしました。第1回目は11月7日土曜日、関西福祉大学社会福祉学部教授の半田結先生にお越しいただきました。「子どもの絵が教えてくれること」という演題で、子どもの絵に込められたメッセージを読み取り、子どもとの関わり方を考えよう、という内容の講演をしていただきました。参加者は46名、うち男性は3名でございました。第2回目は11月14日土曜日、赤穂市中広の医療法人社団 松本クリニック院長の三上雅美先生にお越しいただきました。「認知症への理解とその予防」という演題で、認知症についての基礎知識やその予防について具体的な例を挙げてお話いただきました。参加者は104名、うち男性は11名でございました。第3回目は12月6日日曜日、中川税理士事務所 所長税理士 中川直美先生にお越しいただきました。「知っておきたいマイナンバー制度について」という演題で、マイナンバー制度の概要についてお話いただきました。参加者は193名、うち男性は50名でございました。
- 3回の参加者の合計人数は343名で、うち男性は64名でございました。なお、昨年度の市民講座は、同じく全3回の開催で173名、うち男性24名の参加がありました。
- つづきまして、女性に対する暴力をなくす運動講演会でございます。本日、講

演会のチラシをお配りしておりますので併せてご覧ください。講演会は「兵庫県立男女共同参画センター・イーブン出張相談事業」との共催事業として、赤穂市民以外の方の参加も可、ということで、2月16日火曜日、午後1時から実施いたしました。講師は兵庫県立男女共同参画センター・イーブン 女性問題カウンセラーの福島由美子先生にお越しいただき、「夫婦や家族との関係を考える」と題してお話いただきました。ここで「兵庫県の出張相談事業」についてご説明いたします。これは、イーブンの女性問題カウンセラーが地域に出向き、DV被害者などの県民を対象に講座を実施し、意識啓発をすることや、市町の相談担当者に対しDV相談事案への対応や解決方法などについて助言することなどがその内容となっております。

講演会では、本日お配りしておりますイーブンのリーフレットも配布しました。講演後のアンケートで「一人で抱え込まないことが大切だと思った」、「相談できるところがたくさんあることが分かった」という感想を書いていただき、参加者の皆さまに、まずは相談することの大切さや、相談機関について知っていただくことができたのではないかと考えております。

参加者は30名で、うち男性は2名でございました。

続きまして、男女共同参画フォーラムについてご説明いたします。次のページをご覧ください。男女共同参画フォーラムは2月27日土曜日、赤穂市文化会館ハーモニーホール小ホールで開催いたしました。参加者は229名うち男性の参加は59名でございました。なお、昨年度開催のフォーラムの参加者は288名、うち男性の参加者は69名でございました。内容についてですが、「イクメン・イクジイ・カジダン」フォトコンテスト表彰式の後、基調講演として、神戸学院大学現代社会学部教授、清原桂子先生に「ふだんからやっていないことは、いざという時でもできない～女性たちの力を活かすために～」と題してお話いただきました。続いて、PTA連合会、光都生活研究グループ連絡協議会、赤穂市地区赤十字奉仕団、婦人共励会の4団体が日頃の活動について発表を行いました。PTA連合会からは、地域との繋がりを大切にしながら父親クラブが活発な活動を行っていることや、赤十字奉仕団からは、各地区でのふるさとまつりや防災訓練への参加・協力を行っているという発表もあり、会場にお越しの皆さまには、各団体の活動が地域づくりや男女共同参画社会づくりへ繋がっているということがご理解いただけたのではないかと考えております。

次に(2)の赤穂市女性団体懇話会、ネットワーク「巴」の活動についてご報告させていただきます。活動実績の項目に記載のとおり、8月、10月、1月の3回懇話会を開催いたしました。会議では、市民講座、DV講演会、男女共同参画フォーラム開催に向けての協議や、「すてっぷ巴」の内容についての協議、また自由な意見交換を行いました。情報誌「すてっぷ巴」は昨年10月と本年1月に発行し、3回目は3月25日の回覧に折込みいたします。印刷部数は各3200部で、回覧広報への折込み、懇話会を構成する団体の会員への配布、公民館、社会福祉協議会、図書館等への配布をしております。

市民講座や男女共同参画フォーラムでは、受付や司会進行などを懇話会会員で分担して行いました。

⑥の各地区公民館ふれあいまつりでのDV啓発ちらしの配布ですが、赤穂地区、塩屋地区、尾崎地区、御崎地区、有年地区のふれあいまつりにおいて、合計で500部のチラシを、消費者協会の啓発物品に同封する形で配布しました。

⑦の「イクメン・イクジイ・カジダン」フォトコンテストですが、11名の方から19点の応募がありました。

次に3ページ(3)相談事業の実施でございます。女性問題相談は火曜日から金曜日の午後1時から4時まで女性交流センター内で職員が相談に当たっております。相談数は2月末現在で65件、昨年度同時期には87件でしたので、

若干減少しております。電話相談だけでなく、直接センターを訪れた方のご相談もお聞きしており、相談内容につきましては、夫婦関係、家族関係、対人関係等でございます。

続きまして専門相談員による相談ですが、毎月1回第3水曜日に予約制で午後1時から午後4時まで、お一人につき1時間の相談を実施しております。相談件数は2月末現在で26件、なお昨年同時期は19件ございました。

相談内容は、電話相談と同様、夫婦関係、家族関係などです。相談員はNPO法人フェミニストカウンセリング神戸のカウンセラーをお願いしております。この他にも、市民対話課へ相談に来られる方もおり、随時対応いたしております。

(4)の「第2次赤穂市男女共同参画プラン」実施状況の公表ですが、26年度末時点の実施状況を審議会のご意見を付して市の広報、ホームページで公表いたしました。

(5)のチャレンジねっと事業の実施については、「ひょうご女性チャレンジねっと窓口担当者用マニュアル」を5月に更新し、出産、育児、介護などのために一度退職し、再び就職や地域活動等にチャレンジする女性などを支援するため、最新の情報を相談者に提供できる体制を整えました。また、赤穂市女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」にハローワークの求人情報や、兵庫県立男女共同参画センターが実施する女性就業相談会のチラシなどを設置いたしました。

平成27年度の事業報告については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会 長) 事務局の報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(事務局) ただ今の説明について、若干、補足させていただいてよろしいでしょうか。

市民講座を3回開催しまして、昨年をかなり上回る数の方に来ていただきました。27年度は開催日を土曜日、日曜日にしたということで、男性の方の出席も多かったのではないかと考えております。講師との日程調整の都合もありますが、できる限り土曜日など、休日の開催を続けていくべきかと考えております。ただ、逆に、平日の方が出やすいという方もおられるので、事務局としては、3回のうち1回程度は平日開催でも良いのかと考えております。開催曜日について、アドバイスなどありましたらお願いします。

(会 長) 市民講座の開催について、何かご意見ございませんか。

(委 員) 第3回目の「マイナンバー制度について」は、時期的に良かったですね。皆さんが知りたいと思っていた時期なので、参加者が多かったのではないかと思います。この回は、日曜日の開催で良かったと思います。内容に応じて曜日を設定する必要があると思います。第1回目の「子どもの絵が教えてくれること」は土曜日の開催でした。この回は、子どもさんのおられる方に聞いていただきたい内容ですが、子どもさんを預けられない方には聞きにきていただけませんよね。

(委 員) でも、第1回目は託児を実施しましたね。

(委 員) 託児を実施することは、広報していましたか。

(事務局) 第1回目の市民講座開催をお知らせするチラシを作成した時点では、託児の実施を予定しておらず、後から、懇話会委員の方のご意見もあって実施することになりましたので、ホームページ上のみでのお知らせとなってしまいました。

これまで講座開催の際に託児の実施をしたことが無く、初めての実施でしたが、当日、託児を利用して聴講していただいた方もおられ、今後は講座の内容によっては、託児を実施していくべきだと感じました。

(会 長) 他にご意見ございませんか。

- (委 員) 男性の参加が少ないですね。「マイナンバー」という内容は、男女関係なく関心があるということで、男性の参加も多かったのかもしれませんが、「子ども」や「認知症」という、育児・介護につながるテーマとなってくると、「女性のこと」という意識があるのかなかなか男性の参加が少なく、意識づけという部分で、もう少しPRの方法も考えるべきなのではないかと思います。
- (委 員) 市民講座は懇話会事業ということで、懇話会委員が主体となって運営しているのですが、そこへ審議会委員の方がどれくらい参加していただいたのか気になります。関わっている人にもっと広く参加を呼びかけないといけない、参加の呼びかけが足りなかったのではないかと考えています。自治会連合会などの方たちにももっと参加していただけたら良いのと思います。
- (事務局) 男女共同参画フォーラムについては、96自治会の会長様あてに案内状を送付していますが、市民講座や暴力をなくす運動講演会については、そこまでの案内ができておりません。男性の方が多い組織という、まずは自治会ですので、より、働きかけを行っていかねばならないと思います。
- (委 員) 本日この会議に初めて出席させていただき、分からないので教えていただきたいのですが、市民の方や、市民以外の方も参加可能という講座もあったとのことですが、講座開催の告知はどのような形で行われていますか。
- (事務局) 主な手段として、本日資料としてお配りしています「すてっぷ巴」に記事を掲載し、なるべく開催日直前の回覧広報あこうに折り込みを行っています。また、毎月10日発行の広報あこうへの記事掲載や赤穂市ホームページへの掲載をしております。
- (委 員) 例えば、自治会に加入していない方のところへは、広報あこうも届かないし、回覧も回ってきません。ホームページであれば若い人は見るかもしれませんが、広報あこうを必ず見ている人ばかりではないということも踏まえて、もっとたくさんの方に来てもらえるような告知の仕方を考えたほうが良いのではないかと思います。私は消費者協会の会員ですので、「すてっぷ巴」は見たことがありますが、私の周りの人に尋ねたら、見たことがあるという人はおそらく1割もいないのではないかと思います。広報や回覧の中に入っても読み飛ばしてしまうおそれがあるし、しかも文字ばかりだと読む気がしない。もっとイラストや画像などで目を引くようなものにしたほうが良いのではないのでしょうか。見てもらわないと、せっかく良い講座をしても来てもらうことに繋がらない。
- (事務局) 赤穂市の広報のあり方として、来年度、遅ればせながらフェイスブックなどソーシャルメディアを利用するという方向性で実施します。ソーシャルメディアを使って広くお知らせするという方法もありますので、市全体の広報のあり方なども含めて検討させていただける課題であると認識しております。市民講座の参加人数は昨年度と比べて増加しています。「マイナンバー制度」など身近な、皆さんが関心を持っておられるテーマで実施し、多くの方に来ていただくという方法もあるのですが、男女共同参画の事業ですので、固い、といいますか、一般的には受けない、というような話題、テーマの講座も実施しなければなりません。そういう意味で、いろいろなメディアを使って広報しても、参加人数の増加を期待できない部分もあるのではないかと考えております。ただ、今年度のようなタイムリーな話題に、男女共同参画を関連づけることができるようなテーマを事務局としてもできるだけ選ばせていただき、多くの方にお越しいただけるよう努めたいと考えております。
- (委 員) 「すてっぷ巴」はこれまでの審議会でも、文字ばかりで読みにくいという意見が多く、マンガを入れたり写真を入れたりとずいぶん変わってきたと思うのですが、「男女共同参画市民講座」という講座の名前そのものが、固い印象ですね。参加の呼びかけについて何か良い方法があったら、と思います。市民講座は長年継続して実施していますが、参加者数が多い年と少ない年がありますね。

(委 員) 今年度のテーマの「マイナンバー制度」はタイムリーだったと思いますし、「認知症について」は高齢の方には良かったと思います。「子どもの絵が教えてくれること」ですと、小さな子どもさんを持つお母さんやお父さんに聞いてほしい内容だったのではないかと思います。そういう場合は子育て学習センター・おれんじの木や、児童館などにチラシを置く、各学校にチラシを配って家庭へ持ち帰ってもらえるようにするなど、講座の内容によって来てほしいターゲット的な層があるのであれば、チラシを配るところや、広報の力を入れるところを変えたら良いのではないかと思います。

(委 員) 若い年代の方にも、このような場に出てきていただいて意見をお聞きしたいと思います。PTAの母親部会や児童館の母親クラブなどは大きな組織で、そこに属されている若い方たちの意見を聞くことも大事だと思います。

(委 員) 出前講座をできれば良いのですが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局) 出前講座は「早かごセミナー」という名称で市民対話課が所管しています。早かごセミナーのメニューは一応、決めてはいるのですが、メニューにないものでも希望のテーマがあれば対応することとしています。そちらの方もどうぞご利用いただければと思います。

(会 長) 他にございませんか。ないようでしたら、協議事項に移りたいと思います。協議事項、「平成28年度事業計画について」事務局より説明してください。

(事務局) それでは、平成28年度事業計画(案)について説明させていただきます。28年度につきましても、「第2次赤穂市男女共同参画プラン」「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女がお互いの立場を理解し、自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で対等に参画できる機会を確保し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進するため、次の事業を実施したいと考えております。まず、(1)女性団体懇話会の育成でございますが、28年度につきましても引き続き男女共同参画市民講座、女性に対する暴力をなくす運動講演会、男女共同参画フォーラムを女性団体懇話会の主管により実施していただきたいと考えております。開催に当たりましては、特に男性や若年層への事業周知に努め、内容の充実を図りたいと考えております。市民の皆様はもちろん、事業所の皆様方や、庁内各課へも広く周知を図り参加を呼びかけたいと思っております。

情報誌「すてっぷ巴」の発行ですが、さらに掲載内容の充実を図りたいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。

次の、他市男女共同参画センター、企業等との交流及び情報交換についてですが、兵庫県立男女共同参画センターが開催します様々な講座への積極的な参加や、播磨圏域連携事業への参加を予定しております。ここで播磨圏域連携事業について簡単にご説明いたします。配布させていただいております「連携中枢都市圏構想」のチラシをご覧ください。赤穂市は平成27年12月に姫路市と連携協約を締結しました。このチラシはそれより前に作成されているため、圏域地図の下に※で「引き続き連携を協議中」となっておりますことをご了承ください。この構想の目的はチラシの裏面にありますように、雇用を創り、圏域の魅力を高め、大都市圏への人口流出をストップさせることです。連携事業の中で、市町の男女共同参画担当課が、横のつながりを持って女性の社会進出を含む若年者等就労支援事業に取り組むこととなっておりますので、項目として掲げさせていただきました。近隣市が主催する事業への参加や招待による交流、企業での共同参画の取組みについての調査、研究も実施していきたいと考えております。

(2)の女性問題相談事業の充実ですが、引き続き相談業務を市民の皆様へ知っていただくことや、相談員の研修・研鑽を行うこと、女性交流センター内の書架等の充実にも努めてまいります。本年度6月から「女性交流センターだより」

を発行し、その中でも相談事業の紹介をさせていただいております。28年度もこの「女性交流センターだより」の発行を継続し、様々な情報を発信していきたいと考えております。

(3)の「第2次赤穂市男女共同参画プラン」進捗状況年次報告書の作成、公表については27年度末の状況について取りまとめ、市広報及び市ホームページで公表することとしています。進捗状況については、必要に応じて各所管に聞き取りを行いたいと思います。

(4)のチャレンジねっと事業の周知です。この事業については、県内の団体、庁内の関連部署と連携、情報交換を行いながら、最新の情報を相談者に提供できる体制を整えておきたいと考えております。

(5)の審議会等における女性の積極的な登用の働きかけについては、本年度は、平成28年3月9日付で、庁内各課あてに、赤穂市の各種審議会等の女性の登用状況及び兵庫県内における状況、また全国における女性の施策、方針決定過程の参画状況について資料を送付し、各種審議会等委員の改選時には男女数の均衡についてより一層配慮するよう通知を行いました。平成28年度においても同様の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

ここで、女性活躍推進法についてご説明させていただきます。この法律は平成27年8月28日に成立し、正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。この法律では、国や地方公共団体、301人以上の労働者を雇用する事業主に①女性の活躍状況の把握・課題分析②行動計画の策定③情報公表などを行うことが義務付けられています。赤穂市においても人事課が中心となり、雇用主としての立場で、赤穂市職員の採用者に占める女性比率や、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率を把握し、課題分析を行い行動計画を策定中です。

以上でご説明を終わらせていただき、28年度の事業計画について、委員の皆様方のご意見をお願いしたいと思います。

(会長) それでは、28年度の事業計画の(1)から(5)までで何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(委員) 男女共同参画フォーラムで、女性団体懇話会に属する団体の活動発表を昨年度は4団体、本年度も4団体行いましたが、残り3団体についても来年度、発表を行う予定でしょうか。

(事務局) その件については、また来年度、懇話会で協議のうえ決定したいと思います。

(委員) 各団体の活動を知っていただくいい機会ですので、全ての団体にしていただいたら良いのではないかと思います。

男女共同参画フォーラムの基調講演の中で、赤穂市の防災会議の女性委員がゼロである、ぜひとも女性が必要である、という清原先生のお話があったかと思いますが、それについての事務局のお考えはいかがですか。

(事務局) 防災会議の委員のうち赤穂市内部の委員は部長以上の職員となっています。したがって部長級に女性がいない場合はゼロ、以前、女性の部長が一人おられた時には女性委員割合のパーセンテージが出ておりました。防災会議のあり方については、危機管理担当へ提案として投げかけはさせていただいております。防災会議とは別に、多くの市民の方から、意見をお聞きするような場は必要であることは重々承知しておりますし、事務局としても防災会議に女性職員が参画することを期待しております。

(事務局) 先日のフォーラムの基調講演では、被災した場面でのお話が多かったので、そういった観点も含めたお尋ねかと思っております。避難所のマネジメントに女性の目線が必要だということは重々認識しております。ただ、赤穂市の場合、市民の方が集まって協議する場というのが無く、防災会議の委員構成には女性委員がいないという状態です。災害が起こった場合は役割分担として、例えば日赤

の協力を得るとか、社協の協力を得るとか、専門的な意見をお聞きしたうえで避難所の運営を行うこととなります。当然日赤や社協には女性の方が多いと思いますし、災害が起きた場合に集まる構成員としては女性の方もおられるという体制です。ただそれが組織として常態的にあって、常に方法の議論をしているかという、今のところそこまではいいません。危機管理担当では、総合的な防災計画を立てています。その中ではどうしてもハード的な面の決め事が多い計画となっているので、先日の講演の中で話があったような、細かく日常的な「支援物資のこれが必要」などはうたっていません。実際の現場での用品の調達において判断していくことになると思っておりまして、決して女性目線を軽視しているというわけでは無いのですが、常態的な組織というのが、正直申し上げて、今のところできていないということになります。

(委 員) 社協がいろいろと防災訓練などを行っていますが、日頃から連携を取っておかないといざという時に絶対、機能しないと思います。例えば東日本大震災の時、赤穂はなかなか動かなかった。でも佐用あたりはいち早く行ったんですよ。私たちは震災後3週間未満で、佐用に便乗する形で現地へ行きましたけれども、赤穂はその時点で動かなかった。東日本大震災は県外で起こった災害ですが、もしそれが赤穂で起こった時、日頃から密に連携を取っておかないと、即対応できないのではないかと思います。

(事務局) 今、地域でも日頃から訓練をしておかなければならないということで、ここ数年、津波に対する非難訓練を行っています。訓練の時には、各地域で女性の方の役割も事前に相談のうえ実施されていると思います。赤穂市では昭和51年の災害以降、有年地区での水害はあったものの、大規模な災害というのは起こっていません。普段からの訓練や連携の必要性は分かっているものの、大きな災害が起こっていないという事実もあり、様々な機関の連携は十分ではないかもしれません。防災の担当は危機管理担当という部署になりますが、審議会の場でこのような議論があったことは、伝えさせていただきます。

(委 員) 防災士の資格を持った人が赤穂市内にもたくさんおられると思います。私の知り合いでも女性で防災士の資格を持ち、関西福祉大学や小学校・中学校などで防災教育を行っている人がいます。そういう方たちともタイアップして、「赤穂市は温暖だから、絶対災害は起きないだろう」ということでなく、いつ起こるか分からないから備えをするのであって、常に連携をとっておいた方が良いと思います。専門の資格を取るために、いろいろなことを学んでいる人達がせっかく市内にいるのですから、その方たちと連携し、会議などもしておいたら良いのではないのでしょうか。

(事務局) 今は防災のお話になっていますが、いろいろな意味でみなさんのご意見をお聞きしていかなければならないと思っています。先ほどの防災士の件に関しましても、実際は、年1回の防災訓練の際にはご協力いただいているかと思っています。ただその方が積極的に地域に出向いて、小学校などで防災教育を行われているかという、教育委員会の課題でもあるのですが、なかなか出来ていないのではないかと思います。今回の議論は庁内の各部署には伝えますし、場合によっては、懇話会の中で例えば、「災害時に支援が必要な方にどう対応するか」などのテーマを決めて、来年度取組みを行うなどは可能だと思います。また懇話会の構成員にPTAも入っていますので、PTAにご協力をいただいて、「学校で防災に関する講演会を行うのであれば、講師を紹介することはできます」というような進め方はあると思います。

(委 員) 細かいところで、女性の意見は大切だと思います。

(事務局) 私もフォーラムの基調講演を聞きました。避難する人の半分は女性なので、私は男性ですが、女性の意見の大切さは改めて感じました。

(委 員) 女性に対する暴力をなくす運動講演会は、どうしても、とても暗い雰囲気の話

演会となってしまう、年々参加人数が減っているのではないかと思います。今、これが児童虐待にあたるのかどうなのかということが分からないお母さんたち、お父さんたちがいるのではないかと危惧があります。子どもをかなり強く揺さぶることが脳への障害を起こす原因となり、虐待となってしまう場合がありますし、児童虐待をテーマとしたらどうかと思います。暴力をなくす運動講演会はかなり長く続けていますが、今後も続ける予定なのでしょうか。

(事務局) 女性に対する暴力について、何らかの取組みは行っていくという意味で、続ける予定としています。

(委員) 児童虐待をテーマにすることを考えられないのでしょうか。

(事務局) 子どもの目の前で、夫婦間、家族間で暴力をふるうことは、「面前DV」といわれ、児童虐待にあたります。DVと児童虐待は全く別々のものではなく、一体のものであるという認識を持っております。

(委員) 子どもをあやすために、子どもを揺さぶることが虐待に繋がってしまうということも知っておかなければいけないと思います。気づかないうちに誤った行動をとらないためにも、勉強しても良いのではないかと思います。

(事務局) 暴力をなくす運動講演会のテーマに「DV」とか「暴力」という言葉がストレートに入っていると、既にそこで参加することへの拒否反応が起こってしまう場合があります。今回は、自分を大切にすることが、DVから自分を遠ざけることに繋がるという意味で「自分を大切にしていますか」をテーマとしました。また、本年度の講演は赤穂市民以外の方も参加可能ということで広報を行い、それほど人数は多くはありませんでしたが、赤穂市民以外の方にも参加していただくことができました。自分の住んでいる地域でDVの講演会があっても、DVで悩んでいることを知られたくないという気持ちが働き、参加しづらいということもあります。

(委員) 赤穂市では人権擁護委員に対して、DVの相談は多いですか。

(委員) 市役所で会場を設けて実施している特設相談では、相談件数自体が少ないです。

(委員) 問題が潜在化しているのかもしれないですね。

(委員) 特設相談では少ないのですが、人権擁護委員の自宅へ電話をいただくなどのケースは、若干あります。ただ、西播磨圏内を押しなべて見た時には、赤穂市の相談件数は少ない方だと思います。

(委員) 人権擁護委員も様々な活動を行っておられますので、この事業も協同して実施するなど、関係する機関が手を組めば、もう少し形の良いものになるのではないかと思います。

(委員) 赤穂市民以外の参加者があったとのことですが、反対に市外の講座へ赤穂市の方が出席されていることもあるのですか。

(事務局) 詳しくは把握できておりませんが、本年1月の連携中枢都市圏構想担当者会議の際、姫路市より、姫路市で実施している講座に赤穂市の方も来られているということは聞きました。興味のある内容であれば、他の市で開催される講座にも参加されているということが分かりました。会議の場で、今後は市域を越えて参加可能な講座については、積極的にPRしていくことを連携各市・町の間で確認しました。

(会長) 他に何かございませんか。無いようでしたら、次第の「(3) その他」ですが、委員の皆様、この際何か他にご意見ございますでしょうか。

(委員) お話がDV関係のことに戻りますが、今年度のDV講座には30名の方が参加されていますが、この講座でデートDVの内容には触れられたのでしょうか。かなり悩んでいる子どもたちも多いのではないかと思います。もう一つ素朴な疑問なのですが、赤穂市職員の意識はどうか、職員の男女共同参画に関わる意識調査をしてはどうか。先ほど、審議会委員が市民講座に参加していたかという話題がでましたが、市役所職員で率先して市民講座に参加される方がお

られるのかどうか。庁内から意識を変えていくということはとても影響が大きいと思います。

(事務局) まず、デートDVの関係ですが、本年度のDV講座ではその内容は入っておりませんでした。平成24年度にはデートDVをテーマとしたこともあります。学校などへ出向いての講座は今のところ実施できておりません。本年度の取り組みとしては、デートDVに関する小冊子を成人祝賀式の機会を利用して、新成人へ配布させていただきました。

2点目の庁内職員の意識ですが、委員がおっしゃるとおり、まず職員自身が十分認識しなければならないと思っております。実際に意識調査ができるかどうかは分かりませんが、例えば市民講座を開催する際に、職員の研修と位置付けて参加させていくことも考えてまいりたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございました。

(委員) 余談なのですが、つれあいが他市で男女共同参画の委員になっておりまして、その市では、各課から一つ男女共同参画を進めるための何らかの案を出すように、という指示があるそうです。そこまですれば変わっていくのだろうなと思います。なかなか出しにくい部署もあるかと思いますが、どうしても提出するように、という指示があれば、課内で検討せざるを得ないという状況になるようです。参考までにお話させていただきました。

(委員) 第1回目の審議会資料の中に、庁内でどれだけ男女共同参画に対するの取り組みを行っているか、という調査があったのではないかと思います。

(事務局) 第2次プランの目標に対してどのような施策を実施したか、ということは毎年1回、必ず各課から報告があり、それを審議会資料とさせていただいております。その中で、その施策、取り組みがどのような意味で男女共同参画に繋がったかを自己評価という形でチェックしてもらい、という様式にしております。第2次プランは10年間にわたるプランですが、その目標に向かって各課が様々な施策を行うこととしています。事務局としてもその目標、施策をもう一度しっかりと見直し、取り組んでまいりたいと思います。

(委員) デートDVの話題が出ましたが、私は専門が母性・助産で、このプランの中の事業ではありませんが、大学と高校の連携の中で、高校での性教育を行うことがあります。その中で、高校生に対してのデートDVも内容に入れた教育は行っていますが、それは個々の大学と高校の関連の中で行っており、男女共同参画という中では実施していないので、もっと、使っていただいても良いのではないかと思います。

(会長) 他に何かございませんか。無いようでしたら、本日予定していました議題はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局) いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。先ほども申しましたが、第2次プランをもう一度しっかりと読み返しまして、それぞれのご意見を反映してまいりたいと思います。審議会以外でも、いつでも市民対話課にお立ち寄りいただき、ご意見を頂戴できればと思います。それでは、閉会にあたりまして有田副会長から、総括も含めてご挨拶をお願いします。

(副会長) 総括も含めて、ということですので、多少長くなりますがご容赦ください。市民講座や広報の方法に問題があるのではないかとのご意見がありましたが、確かに委員の皆さまのおっしゃるとおりだと思いました。広報紙が文字ばかりで見にくいというご意見でしたが、私も、学生がパワーポイント資料を作成する時には、極力文字数を減らして図解するように、一目見て分かるようにしないと伝わらない、と指導しています。

広報の媒体の件ですが、私は、手をつなぐ育成会から、なかなか若いお母さんに入っただけない、という相談を受けました。若いお母さんたちはスマホを利用しているので、彼女たちとコンタクトをとるためにはSNSの利用が必

要で、同様に、市民講座等の広報にも新しい媒体の利用が必要です。市民講座に参加する人が固定化されたメンバーなのではないか、また、審議会委員がどれくらい講座に参加しているのか、という件ですが、申し訳ありません、次回から参加するようにします。市民講座の内容は男性に聞いてほしいもの、若いお母さんに聞いてほしいものなど様々であると思います。特定の企業に市民講座を出前することは難しいかもしれないが、「来てください」という殿様商売的なものでなく、こちらから出向くという方法をとる必要があるのではないか。例えばうちの大学でもそうなのですが、オープンキャンパスの時、来てください、ではなく、四国地方にバスで迎えに行きます。殿様商売はやめ、それぐらい、こちらからどンドンと押し売りのようにしていかないと、なかなか難しいのではないかと感じました。

防災の話題も出ました。数年前、うちのゼミ生で、震災のときに亡くなる障がい者の方が非常に多いので、どうやって守っていくか、皆で調べようということになり、赤穂市の防災計画も見せていただきました。南海トラフ地震が来た時には、けっこう市内中心部まで水がやってくる。足元30cmを超えると、実はもう動けないそうです。30cmがそれくらい危険な水の高さであること、また、自分の地域がどれだけ危ないかということが市民の方に理解されていない。これは、直接的には男女共同参画とは関係ないのかもしれないが、関連づけるとすれば、自主防災組織についてです。これはおそらく自治会がメインとなって組織されているのだろうが、男性ばかりなんです。昼間に南海トラフ地震が起これば、お父さんは仕事に行っていて、家には不在なので、お母さんがメインで動かないといけない。防災会議委員もそうなのですが、自主防災組織の女性比率をもっと上げていかなければいけないのではないかと思います。根本的な問題ですが、結局、審議会として何を行っているのかという話です。市民講座など様々な取り組みを行っていますが、我々は市民の方に何を伝えたいのかということ、性別役割分担意識、これの払拭だと思います。つまり、男性であろうと女性であろうと、自分の人生を生き切るということ、そういう意味で、女性に生まれたから子育てしなければならぬ、女性だから家事・炊事・洗濯をしなければならぬ、そういった意識はやめましょう、ということです。それぞれ、男性も女性も働かし、男性も女性も家事・育児をしましょう、という意識に変えていかなければならぬ。ただ、その意識を変えるということは非常に困難です。大学の授業の平等権というところでは、主に男女平等の話をしています。昨年、女性の再婚禁止期間について違憲判決が出されました。これは当然憲法違反であろうということ、以前から授業で言っていたのですが、女性に過度の待機期間を設けすぎている。立法目的は分かるのだが、男性はすぐ再婚できるのに、女性はすぐには再婚できない、これはおかしいのではないのかという所からアプローチをした。根本的に直っていないのは、民法731条男性は18歳、女性は16歳にならないと結婚できないという規定、これを何とも思っていない日本国。これ自体で男女共同参画は無理だな、と。女性は16歳で子どもを生めるから、いやいや、男性も16歳で子どもをつくることはできるよ、と。それと、子どもを生む、というメルクマールで女性を判断するのか、と。そこで、女性にも教育を、とイスラム世界で訴えたマララさんの話を出します。イスラム教の世界では、女性は一人で出歩くことも出来ない、教育もいらないと言われている。我々の感覚は、それと余り変わらないんだよ、と。女性もやはり18歳までちゃんと教育を受けよう、そうでないと社会で活躍出来ない、と、学生にそういう話をしてもなかなか伝わらない。

父親が外へ稼ぎに出て、母親が炊事・洗濯をするという、我々はそこをノーマルポジションに持ってきてしまっている。なかなか困難である意識改革というのが、我々の一番の役割なのではないかと思います。それをやっていくために

は、先ほども話が出ましたが、市役所内部、ここが率先してやってもらわないと、どうしても伝わらない。女性活躍推進法でも、より積極的改善措置・ポジティブ・アクションが求められている。そこで企業に対して、ポジティブ・アクションをやれと言っても、市役所内部でポジティブ・アクションをどれだけやっているのかと言われれば、女性は家事と仕事の両立が難しいという。いやいや、男性が家事をやればいいではないか、という意識改革が市役所内部でもできていないのではないかと思います。我々の意識が、大幅に変わらないとだめです。女の子に対し「俺が食わしてやる」「俺に任せておけ」と言った方が男として格好いい。そんな意識から抜け切ることができない。難しいのだが、そこをあえて何とかしていこうというのが、この審議会の真髓の部分です。事務局にも頑張ってもらわないといけません。

長くなりましたが、総括としては、以上です。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これもちまして平成 27 年度第 2 回男女共同参画審議会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。